平成２２年（フ）第２２７号
山形県南陽市二色根245番地
債務者　戸田　朋宏
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４０号
千葉県四街道市めいわ１丁目１番12号
債務者　三井　秀真
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５１号
千葉県山武市日向台34番地12、住民票上の住所千葉県山武市椎崎938番地１
債務者　内田　浩子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６９号
千葉県佐倉市上代145番地２
債務者　清水　　剛
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第９７号
千葉県八街市八街ほ174番地３　ローズガーデン八街308
債務者　平田　　隆
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第９８号
千葉県八街市八街ほ174番地３　ローズガーデン八街308
債務者　平田　真美
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１０２号
千葉県印旛郡栄町安食3657番地
債務者　大野みよ子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１０５号
千葉県印西市平賀学園台３丁目19番13号
債務者　相京　一行
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４３号
岡山県倉敷市南畝５丁目８番40号
債務者　野田　康樹
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
岡山県総社市中央４丁目24番地106　ＳＵＮ’Ｓ　ＧＡＲＤＥＮ中央Ⅲ102号室
債務者　難波　　司
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
岡山県倉敷市福田町浦田2378番地10
債務者　児玉　　実
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
岡山県倉敷市玉島乙島6037番地47
債務者　川上須美子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
北海道旭川市東光14条５丁目２番22号　チェリー14Ａ201号
債務者　佐藤　彰角
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９８号
北海道富良野市本町11番15号
債務者　相澤　園代
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０９号
北海道旭川市神楽２条７丁目１番７号　マルサレジデンスⅡ棟101号
債務者　元永　祐介
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１３号
北海道旭川市永山４条６丁目３番24号　旭川三愛病院
債務者　岡野　光員
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３号
静岡県富士市松岡390番地の１、前住所静岡県富士市岩本324番地の１
債務者　古屋　　孝
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部